

むつ市訪問型サービス(独自)サービスコード表

※水色→新設

R7.4

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A2	1111	訪問型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型サービス11日割		事業対象者・要支援1・要支援2	1176 単位	日割の場合 ÷ 30.4日	39 単位	39 1日につき
A2	1211	訪問型サービス12		(2)1週に2回程度の場合		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型サービス12日割		事業対象者・要支援1・要支援2	2349 単位	日割の場合 ÷ 30.4日	77 単位	77 1日につき
A2	1321	訪問型サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型サービス13日割	事業対象者・要支援2	3727 単位	日割の場合 ÷ 30.4日	123 単位	123 1日につき	
A2	C211	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	-12 1月につき
A2	C220	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1 1日につき	
A2	C212	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23 1月につき
A2	C213	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1 1日につき	
A2	C214	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37 1月につき
A2	C215	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13日割	日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1 1日につき			
A2	D211	訪問型サービス業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	-12 1月につき
A2	D220	訪問型サービス業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1 1日につき	
A2	D212	訪問型サービス業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23 1月につき
A2	D213	訪問型サービス業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1 1日につき	
A2	D214	訪問型サービス業務継続計画未策定減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37 1月につき
A2	D215	訪問型サービス業務継続計画未策定減算13日割	日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1 1日につき			
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき	
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200 1月につき	
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	
A2	6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50 1日につき(月1回限度)	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000 加算		
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000 加算		